

横芝光町ホームページバナー広告掲載に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、横芝光町の保有する財産を有効に活用するとともに、自主財源の強化のために、横芝光町ホームページ(以下「町ホームページ」という。)へ広告を掲載するにあたり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において「バナー広告」とは、町ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告掲載の内容)

第3条 町ホームページに掲載する広告はバナー広告とし、その内容が次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令、条例、規則等に違反するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に係るもの又はこれに類するもののうち、青少年の健全な育成を阻害すると認められるもの
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (4) 政治活動及び宗教活動に関するもの
- (5) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (6) 消費者保護の観点から適切でないもの
- (7) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (8) 暴力団その他反社会的団体が関与するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が広告掲載として適切でないことを認め

めるもの

(広告掲載の位置)

第 4 条 広告掲載の位置は、町ホームページ上で指定した場所とする。

(広告の規格)

第 5 条 広告の 1 枠あたりの規格は、次の各号に掲げる規格の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 高さ 天地 6 0 ピクセル

(2) 幅 左右 1 2 0 ピクセル

(3) 容量 4 キロバイト以内

(4) データ形式 G I F 形式又は J P E G 形式 (動画は不可)

(掲載期間及び枠数)

第 6 条 広告の掲載期間は、月の初日から末日までの 1 月を単位とし、最長 1 2 月とする。

2 広告掲載枠数は、最大 6 枠とする。

(広告掲載料)

第 7 条 広告掲載料は、町内に事業所を有するものについては 1 枠あたり月額 6 , 0 0 0 円と、町内に事業所を有しないものについては 1 枠あたり月額 1 0 , 0 0 0 円とする。

(広告掲載の募集)

第 8 条 広告掲載の募集は、町広報紙及び町ホームページにおいて行うものとする。

2 募集は、4 月から翌年 3 月までの間に係る掲載枠について行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第 9 条 広告を掲載しようとする者 (以下「申込者」という。) は、横芝光町ホームページバナー広告掲載申込書 (別記第 1 号様式) に次に掲げる書類を添えて町長に申し込むものとする。

- (1) 会社案内、パンフレット等 (事業内容がわかるもの)
- (2) 市区町村民税の納税証明書等
- (3) 画像データを印刷したもの
- (4) その他町長が必要と認める書類

(広告掲載の決定)

第 10 条 町長は、前条の申込みがあったときは、第 3 条に基づき、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、横芝光町ホームページバナー広告掲載・不掲載決定通知書 (別記第 2 号様式) により申込者へ通知するものとする。

3 町長は、申込者数が第 6 条に規定する掲載枠数を超えるときは、次に定める各号の順により広告掲載の可否を決定するものとする。なお、同順位のものにあっては、掲載希望月数の多いものを優先するものとする。

- (1) 公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 町内に事業所等を有するもの
- (3) 町外に事業所等を有するもの

4 前項の規定によっても申込者数が第 6 条の枠数を超えるときは、抽選により決定するものとする。

(広告掲載料の納付)

第 1 1 条 広告主は、町長の指定する期日までに第 7 条に規定する広告掲載料を一括前納しなければならない。

(広告原稿の作成)

第 1 2 条 広告原稿は、町が指定する方法により広告主の負担で作成するものとする。

(広告内容の責任)

第 1 3 条 広告主は、掲載された広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

(広告主の届出義務)

第 1 4 条 広告主は、次の各号に該当する場合は、横芝光町ホームページバナー広告申込内容変更届(別記第 3 号様式)により、速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 広告掲載を取り下げるとき。
- (2) 広告を差し替えるとき。
- (3) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。

(広告掲載決定の取消し)

第 1 5 条 町長は、次の各号に該当する場合には、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 広告内容が第 3 条各号に該当することが判明したとき。
- (4) 広告主から横芝光町ホームページバナー広告申込内容変更届により、
広告掲載を取り下げる旨の連絡があったとき。

(5) その他町ホームページへの広告掲載が適切でないと町長が判断したとき。

2 前項の規定により、広告掲載決定を取り消したときは、横芝光町ホームページバナー広告掲載決定取消通知書（別記第4号様式）により、当該広告主に通知するものとする。

（広告掲載料の返還）

第16条 広告主の責めによらない理由により、広告が掲載できなくなったときは、当該広告掲載料を返還する。

2 広告主の責めに帰すべき理由により、広告掲載が中止になったときは、既納の広告掲載料は返還しない。

（免責事項）

第17条 広告主は、次の事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告掲載の停止による広告料金の返還、損害の補償等を町に請求しないこととする。

(1) 町のサーバー、ソフトウェア等の点検又は改良による停止

(2) 火災及び地震、水害、落雷等の天災、悪意を持つ第三者によるサーバーその他町のコンピュータへの不正アクセス、日本国内における戦争等の有事に起因するサーバー、通信回線等の事故又は障害による停止

2 町は、広告が掲載できなかったことにより広告主に生じるいかなる損害についても、広告掲載料の返還以外の責めを負わないものとする。

（その他）

第18条 この告示に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。